

令和6年度第1回 遠軽地区地域公共交通活性化協議会 会議次第

令和6年5月22日 水曜日

10時～

遠軽町役場 3階 大会議室

1 開会

2 会長挨拶

3 議事

【報告第1号】 令和5年度遠軽地区地域公共交通活性化協議会事業報告について

【報告第2号】 令和5年度遠軽地区地域公共交通活性化協議会決算報告について

【報告第3号】 令和5年度遠軽地区地域公共交通活性化協議会会計監査報告について

【議案第1号】 令和6年度遠軽地区地域公共交通活性化協議会予算（案）について

【議案第2号】 地域公共交通計画（地域内フィーダー系統補助金）の認定申請について

4 意見交換

5 その他

6 閉会

遠軽地区地域公共交通活性化協議会委員の変更について

	所属	役職	氏名
旧	北海道オホーツク総合振興局地域創生部	地域政策課長	<small>スギムラ カツヒロ</small> 杉村 勝彦
新	北海道オホーツク総合振興局地域創生部	地域政策課長	<small>アベ ユウスケ</small> 阿部 佑介

	所属	役職	氏名
旧	北海道開発局網走開発建設部遠軽開発事務所	第2道路課長	<small>フクダ タカシ</small> 福田 孝志
新	北海道開発局網走開発建設部遠軽開発事務所	第2道路課長	<small>クボタ キョウヘイ</small> 窪田 清平

	所属	役職	氏名
旧	北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部 遠軽出張所	遠軽出張所長	<small>ウツミ ヒサシ</small> 内海 久志
新	北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部 遠軽出張所	遠軽出張所長	<small>ヤマザキ ヨシノリ</small> 山崎 佳則

	所属	役職	氏名
旧	湧別町PTA連合会	会長	<small>エンドウ ミチヨ</small> 遠藤 道代
新	湧別町PTA連合会	役員	<small>ウサミ タイガ</small> 宇佐美 大我

	所属	役職	氏名
旧	佐呂間町PTA連合会	会長	<small>イシカワ カツヨシ</small> 石川 勝義
新	佐呂間町PTA連合会	会長	<small>スギヤマ トモヒロ</small> 杉山 友洋

遠軽地区地域公共交通活性化協議会委員名簿
(令和5年6月12日～令和7年3月31日)

	選出区分 (活性化再生法)	選出機関・団体名	役職	氏名
1	市町村 (第6条第2項第1号)	遠軽町	町長	佐々木 修一
2		湧別町	町長	刈田 智之
3		佐呂間町	町長	武田 温友
4	都道府県 (第6条第2項第1号)	北海道オホーツク総合振興局	地方創生部地域政策課長	阿部 佑介
5	公共交通事業者等 (第6条第2項第2号)	北海道北見バス株式会社	乗合事業部次長	佐々木 淳
6		北紋バス株式会社	代表取締役社長	神 良雄
7	道路管理者 (第6条第2項第2号)	北海道開発局網走開発建設部 遠軽開発事務所	第2道路課長	窪田 清平
8		北海道オホーツク総合振興局網走建設管理部遠軽出張所	所長	山崎 佳則
9	運転手が組織する団体 (第6条第2項第2号)	私鉄総連北見バス支部	執行委員長	白岡 寛司
10	住民利用者 (第6条第2項第3号)	遠軽町自治会連絡協議会	副会長	吉川 紘
11		北海道遠軽高等学校PTA	顧問	大西 孝拡
12		湧別町自治会連合会	理事	上田 一義
13		湧別町PTA連合会	役員	宇佐美 大我
14		佐呂間町自治会連合会	会長	村岡 竹雄
15		佐呂間町PTA連合会	会長	杉山 友洋
16	北海道運輸局 (第6条第2項第3号)	北海道運輸局北見運輸支局	首席運輸企画専門官	山本 裕幸
17	警察 (第6条第2項第3号)	北海道北見方面遠軽警察署	交通課長	山口 崇

【報告第1号】

令和5年度 遠軽地区地域公共交通活性化協議会事業報告

○会議開催

開催日	内 容
第1回 R5. 6. 12	【議案第1号】 遠軽地区地域公共交通活性化協議会規約制定について 【議案第2号】 遠軽地区地域公共交通活性化協議会事務局規程等制定について 【議案第3号】 令和5年度遠軽地区地域公共交通活性化協議会事業計画（案） 及び協議会予算（案）について
第2回 R5. 9. 29	【報告第1号】 監査員の指名について 【報告第2号】 遠軽地区における現況・問題点・課題整理について 【議案第1号】 遠軽地区における地域公共交通計画の方向性（案）について
第3回 R5. 12. 22	【議案第1号】 遠軽地区地域公共交通計画（案）について
第4回 R6. 3. 26	【議案第1号】 遠軽地区地域公共交通計画（案）について

○主な事業報告

- ①遠軽地区地域公共交通活性化協議会の発足
- ②遠軽地区における現況・問題・課題整理について意見交換の実施
- ③遠軽地区地域公共交通計画の策定

【報告第2号】

令和5年度遠軽地区地域公共交通活性化協議会決算書

収入の部

款項目	節	予算額(円)	決算額(円)	差引	摘要
繰越金		0	0	0	
負担金		60,000	60,000	0	遠軽町負担金 20,000円 湧別町負担金 20,000円 佐呂間町負担金 20,000円
雑入		0	0	0	
計		60,000	60,000	0	

支出の部

款項目	節	予算額(円)	決算額(円)	差引	摘要
会議費		0	0	0	
事務費		52,000	15,851	-36,149	
	消耗品費	47,000	15,851	-31,149	会長印、用紙代
	印刷製本費	0	0	0	
	手数料	5,000	0	-5,000	
事業費		0	0	0	
予備費		8,000	0	8,000	
計		60,000	15,851	-44,149	

収入計		60,000	60,000	0	
支出計		60,000	15,851	-44,149	
差引		0	44,149		次年度へ繰り越し

【報告第3号】

令和5年度遠軽地区地域公共交通活性化協議会会計監査報告について

上記について、関係書類を監査したところ、適正に処理されていることを確認しました。

令和 6 年 4 月 9 日

監査

遠藤道代 

監査

村岡竹城 

【議案第1号】

令和6年度 遠軽地区地域公共交通活性化協議会収支予算（案）

収入の部

単位：円

科目	予算額	説明
負担金	1,050,000	遠軽町負担金 350,000円 湧別町負担金 350,000円 佐呂間町負担金 350,000円
補助金	0	地域内フィーダー系統補助金 地域づくり総合交付金
繰越金	44,149	
諸収入	851	預金利息等
合計	1,095,000	

- ・地域づくり総合交付金を活用予定（99万円）
- ・採択となれば、各町へ33万円ずつ負担金を還付予定

支出の部

科目	予算額	説明
会議費	0	
事務費	55,000	消耗品費、印刷製本費、振込手数料など
事業費	990,000	公共交通アドバイザー委託
予備費	50,000	
合計	1,095,000	

収入総額 1,095,000円

支出総額 1,095,000円

【議案第2号】

地域公共交通計画（地域内フィーダー系統補助金）の 認定申請について）

【はじめに：地域内フィーダー系統補助確保維持国庫補助金とは？】

- ・通称「フィーダー補助」といい、国のバス運行等に対する補助メニューのひとつ。
- ・利用者が多く、地域の拠点間をつなぐ幹線路線バス（本地域では遠軽～紋別間を結ぶ遠軽線・紋別線・湧別線等）を補完し、接続する赤字の支線が補助対象となる。
- ・補助要件を満たし交付が決まると、運行経費の最大2分の1の補助が受けられる。
（ただし、市町村ごとに補助上限額が設けられる）
この補助上限額と経費の2分の1を比較し、金額の低い方が最終的な補助金額となる。

（1）今回の申請について

令和6年4月に遠軽地区地域公共交通計画を策定したことに伴い、フィーダー補助の要件である新規性要件（既に運行を開始しているもので新たに地域公共交通計画を策定し、地方公共団体による支援を位置付けた場合）を満たすことから申請を行うもの。

法改正により今回申請分より補助対象事業者が法定協議会のみとなるため、協議会名義で申請を行う。

（2）手続きに関する概要

- ・令和7年度分（補助対象期間 R6.10～R7.9）について申請を行う。
- ・補助金交付申請に先立ち提出が必要となる「地域公共交通計画認定申請書」について本日の協議会において審議。
- ・内容に質疑や問題が無ければ、国へ提出（6月30日締切）
- ・計画が認定を受けた場合は、補助対象期間後の令和7年度秋以降に補助金交付申請書を提出する。

（3）遠軽地区地域公共交通計画への位置付け

今回申請を行う各地域内フィーダー系統路線（遠軽町4路線・湧別町2路線・佐呂間町2路線）については、遠軽地区地域公共交通計画内において「地域内フィーダー系統路線」として定めている。

【議案第 2 号】

様式第 1 - 1 (日本産業規格 A 列 4 番)

遠軽地区地域公共交通活性化協議会第 号
令和 6 年 月 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 遠軽地区地域公共交通活性化協議会
住 所 北海道紋別郡遠軽町 1 条通北 3 丁目 1 番地 1
代表者氏名 会長 佐々木 修 一

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

(案)

令和6年〇〇月〇〇日

(名称) 遠軽地区地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

遠軽地区は北海道オホーツク管内の中央部に位置し、遠軽町・湧別町及び佐呂間町の3町で構成されている。

本地区は人口減少・少子高齢化が進み、自家用車での移動が中心の生活となっているため、地域公共交通の確保維持に向けた利用者の確保に苦戦が続いており、地域公共交通を担う事業者においても、乗客減少による収益の悪化や乗務員不足が顕著になるなど、取り巻く状況は年々悪化の一途をたどっている。

これまでは各町において、地域公共交通に対し施策等の推進を進めていたが、財政負担の増加も今後見込まれることから、より効率的かつ利便性の高い広域的な公共交通網の構築を行うため、既に消防・ごみ処理等の広域連携が進められ、経済面や生活面における関わりが強く、生活圏を共にする3町が連携し、より効率的に地域住民や来訪者にとって利便性の高い地域公共交通網を維持・確保するとともに、各町の地域公共交通の方向性を定めることを目的に、令和5年6月に協議会を立ち上げ、令和6年4月に遠軽地区地域公共交通計画を策定した。

遠軽地区の生活交通ネットワークを確保するためには、町営路線バス、民間路線バス、ふれあいバス（コミュニティバス）、タクシー、鉄道など、それぞれが持つ運行特性や役割に基づき、相互に補完しあうことが必要であり、特に地域幹線系統となる湧別線・紋別線・遠軽線に接続する地域内フィーダー系統路線については、地域内生活交通のうち、公共交通空白地域の解消を担う支線路線を運行する役割であることから、地域公共交通確保維持事業を活用し、安定的に確保維持していくことが必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

【遠軽町】

①清里線

年間の1日あたり乗車人数 40人/日、年間収支率17.0%以上

②町内循環線

年間の1日あたり乗車人数 70人/日、年間収支率25.0%以上

③社名淵線

年間の1日あたり乗車人数 6人/日、年間収支率 2.0%以上

④瀬戸瀬温泉線

年間の1日あたり乗車人数 10人/日、年間収支率 6.0%以上

【湧別町】

①計呂地・中湧別線

年間の1日あたり乗車人数 4.8人/日、年間収支率0.71%以上

②三里浜線

年間の1日あたり乗車人数 12.2人/日、年間収支率0.22%以上

【佐呂間町】

①ふれあいバス遠軽線

年間の1日あたり乗車人数 19人/日、年間収支率2.7%以上

②ふれあいバス北見線

年間の1日あたり乗車人数 21人/日、年間収支率2.7%以上

(遠軽地区地域公共交通計画 P77 参照)

<p>(2) 事業の効果</p>
<p>地域内フィーダー系統路線を維持することにより、本地区において地域センター病院となる遠軽厚生病院や遠軽駅への移動手段が確保され、地域間の交流及び福祉の増進が図られ、各町民の生活の質が向上する。また、3町において地域公共交通に係る現状と課題を共有し、持続的な地域公共交通施策を進めることにより、交通事業者の効率化や行政負担の軽減による住民サービスの向上が期待され、安心して住み続けられる地域づくりに寄与する。</p>
<p>3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・住民ニーズ及び利用実態に応じた便数や運行ダイヤの見直し（遠軽町・湧別町・佐呂間町・事業者）（遠軽地区地域公共交通計画 P69～71 参照） ・ふれあいバスを活用した広域移動の利便性向上（遠軽町・湧別町・佐呂間町・事業者）（遠軽地区地域公共交通計画 P72 参照） ・公共交通に係る情報提供及び運賃助成等の継続（遠軽町・湧別町・佐呂間町）（遠軽地区地域公共交通計画 P74 参照）
<p>4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行システムの概要及び運送予定者</p>
<p>表1のとおり</p>
<p>5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額</p>
<p>3町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。</p> <p>佐呂間町ふれあいバス北見線については、当該運行系統は北見市内を片クローズにしており、北見市民の利用は想定がなく、かつ北見市の経費負担はないため、北見市地域公共交通網形成計画に位置づけが無く、北見市は遠軽地区地域公共交通活性化協議会に構成員として参画していない。</p>
<p>6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・利用者数や収支について、数値指標によるモニタリング・評価を実施 ・住民ヒアリングを実施
<p>7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めたシステムの概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u></p>
<p>※該当なし</p>
<p>9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期</p>

及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
表5のとおり
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 協議会の開催状況と主な議論
<ul style="list-style-type: none"> ・ 令和5年6月12日（R5年度第1回） 協議会設立、事業内容及び令和5年度歳入歳出予算（案）について協議のうえ同意を得られた。 ・ 令和5年9月29日（R5年度第2回） 監査員の指名、遠軽地区地域公共交通計画の方向性（案）について同意を得られた。 ・ 令和5年12月22日（R5年度第3回） 遠軽地区地域公共交通計画（案）について同意を得られた。 ・ 令和6年3月26日（R5年度第4回） パブリックコメント実施後の遠軽地区地域公共交通計画（案）について同意を得られた。 <p>遠軽地区地域公共交通計画策定（令和6年4月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 令和6年5月22日（R6年度第1回） 令和5年度決算報告・令和6年度歳入歳出予算（案）及び令和7年度地域内フィーダー系統補助に係る地域公共交通計画認定申請について
19. 利用者等の意見の反映状況
遠軽地区地域公共交通活性化協議会の構成員には、地域住民・利用者の代表として3町の自治会連合会から各1名、遠軽高等学校PTAから1名、PTA連合会から2名が参画している。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）北海道紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1

（所 属）遠軽地区地域公共交通活性化協議会
（事務局：遠軽町役場総務部企画課）

（氏 名）

（電 話） 0158-42-4818

（e-mail） kikaku@engaru.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらずとも差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節

【議案第2号】

別紙

のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

7年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名等 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 回数	利便 増進 特例 措置	運送 継続 特例 措置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7・別表9・別表10)		
			起点	経由地	終点					運行 態様の 別	基準 ハて該 当する 要件 (別表7・9)	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保
遠軽町	北海道北見バス 株式会社	(1) 清里線	遠軽 バス ターミ ナル	生田原	遠軽 バス ターミ ナル	往 25.3km 復 25.3km	2288回			路線定期運 行	①	②
		(2) 町内循環線	遠軽 バス ターミ ナル	西野(南回り) 野田(北回り)	遠軽 バス ターミ ナル	循環 復 18.1km	3153回			路線定期運 行	①	②
	遠軽町	(3) 社名淵線	遠軽 (役場 前)	社名淵	遠軽 (役場 前)	往 13.4km 復 13.4km	1,019回			路線定期運 行	①	②
		遠軽町	(4) 瀬戸瀬温泉線	遠軽 (役場 前)	瀬戸瀬	遠軽 (役場 前)	往 20.4km 復 20.4km	1,019回			路線定期運 行	①
湧別町	湧別町	(5) 計呂地・中湧別線	湧別 (さざ 波前)	芭露	19号 線	往 30.9km 復 30.9km	3,481回			路線定期運 行	①	②
	湧別町	(6) 三里浜線	湧別	アサリ 浜	竜宮 台	往 15.7km 復 15.7km	2,166回			路線定期運 行	①	②
佐呂間町	佐呂間町	(7) ふれあいバス遠軽 線	佐呂 間バ スター ミナル	若佐	遠軽 厚生 病院	往 34.1km 復 34.1km	438回			路線定期運 行	①	②
	佐呂間町	(8) ふれあいバス北見 線	佐呂 間バ スター ミナル	若佐	北見 日赤 病院	往 40.4km 復 40.4km	196回			路線定期運 行	②(1)	②

(注)

1. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名等」に運賃低廉化を行う運行サービスの名称を記載すること。
2. 区域運行又は乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域又は運賃低廉化対象地域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
3. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
4. 「利便増進特例措置」及び「運送継続特例措置」については、利便増進計画又は運送継続計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載。
5. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
6. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークどのように接続を確保するかについて記載すること。
7. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」に「利便増進特例措置」について記載を要しない。
8. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

【議案第2号】

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	遠軽町・湧別町・佐呂間町
-------	--------------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	24,506
交通不便地域等	32,386

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
19,241	遠軽町内全域	過疎法第2条
8,270	湧別町内全域	過疎法第2条
4,875	佐呂間町内全域	過疎法第2条

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
遠軽地区地域公共交通計画	令和6年4月	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)①))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)